

子ども・子育て支援事業計画（案）の修正について

パブリックコメント手続で提出された意見の趣旨等を踏まえたもの、また、県との協議等によるもので修正した内容は次のとおり

修正理由	ページ	修正前	修正後
最新データ	3	(出生数) 平成 24 年は 103 万 7,231 人となっております。	平成 <u>25</u> 年は <u>102 万 9,816 人</u> となっております。
最新データ	3	(合計特殊出生率) 平成 24 年度は 1.41 となっています。	平成 <u>25</u> 年度は <u>1.43</u> となっています。
最新データ	3	(主な国との比較) 主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英国、 <u>イタリア</u> 、 <u>ドイツ</u> ）と比較しても…	主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英国）と比較しても…
最新データ	8	(本市の人口) 平成 25 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は 607,604 人です。	平成 <u>26</u> 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は <u>606,750</u> 人です。
最新データ	11	(本市の出生数及び合計特殊出生率) 平成 17 年の 5,374 人が平成 24 年には 5,765 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 24 年には 1.43 と、近年…	平成 17 年の 5,374 人が平成 <u>25</u> 年には <u>5,647</u> 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 <u>25</u> 年には <u>1.42</u> と、近年…
県との協議	26	(母子保健水準の状況) 妊産婦死亡率は、本市ではここ数年 0 となっています。	妊産婦死亡率は、 <u>図 2-15 に示していますが</u> 、本市ではここ数年 0 となっています。
住居表示変更	63	(提供区域) 吉野町、下田町、川上町の各一部が、「吉野 1 丁目、吉野 2 丁目」に変更	⑨吉野地域に、吉野 1 丁目、吉野 2 丁目の追加

修正理由	ページ	修正前	修正後
最新データ 県との協議	64～ 79	(教育・保育の量の見込みと確保方策) 事業計画策定にかかる県との協議及び認定こども園の利用定員 設定協議により、関係数値等を変更する。	【別紙1参照】
最新データ 国資料	80～ 81	(延長保育事業) ○事業内容 ・ 現行の事業内容に基づき記載 ○量の見込み及び確保方策 ・ 修正前の「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の 内容及びその時期」(64～79ページ)に基づき設定	○事業内容 ・ 最新の国資料に基づき修正 ○量の見込み及び確保方策 ・ 修正後の「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内 内容及びその時期」(64～79ページ)に基づき修正 【資料5-2 80～81ページ参照】
最新データ	102	(病児・病後児保育事業) ○量の見込み及び確保方策 ・ 修正前の「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内 内容及びその時期」(64～79ページ)に基づき設定	○量の見込み及び確保方策 ・ 修正後の「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内 内容及びその時期」(64～79ページ)に基づき修正 【資料5-2 102ページ参照】
パブコメ 意見反映	105	(利用者支援事業) ※以下パブコメ意見 子ども子育て新制度において、地域における子育て支援とそれ を補完する「利用者支援」については、第3章基本的視点の中 には盛り込まれているものの、施策の概要のなかには盛り込ま れていない。①, ③あたりに盛り込むべきでは。(現保育コーデ ィネーターの役割拡充か子育て支援施設でのコーディネイト機 能の充実など。(松戸方式) <u>外1件</u>	第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制 において、子育て家庭にとって身近な場所での相談に応じ、その 個別ニーズを実際の教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利 用に結び付ける支援を行うための「利用者支援に関する事業」を 追加 【資料5-2 105ページ参照】

修正理由	ページ	修正前	修正後
追加	105	(利用者支援事業) 国の平成27年度予算案において、利用者支援事業(母子保健型)が示されたため。	第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応するための「利用者支援に関する事業」を追加 【資料5-2 105ページ参照】
最新データ	128	(母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進) ⑨指標及び目標一覧の31年度目標値の一部 「ベースライン調査後に設定」	調査後の数値を掲載 【資料5-2 128ページ参照】
県との協議	138	(職業生活と家庭生活との両立の推進) 育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。	<u>子育て支援施策の充実のみならず</u> 、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。
パブコメ意見反映	151	(配偶者からの暴力に対する対策の推進) ※以下パブコメ意見 DV防止については、男女共同参画、人権尊重の視点が不可欠であり、子どものころからの教育や若年層への啓発が重要であるといわれているが、未然防止策についての取組の方針がないのでは。 相談の実施のところで広報・啓発との記載はあるが、相談とは別に項目を立てた方がよいのでは。 <u>外1件</u>	(10)の③若年者へのDV予防教育の実施を追加 【資料5-2 151ページ参照】

修正理由	ページ	修正前	修正後
県との協議	155	<p>(計画の推進にあたって)</p> <p>本市は、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。</p> <p>個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育園や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、庁内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。</p> <p>また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、計画の実施状況等について協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。</p>	<p>本市は、<u>幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。</u></p> <p>個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育園や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、庁内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。</p> <p>また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、<u>毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。</u></p> <p><u>なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画期間の中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。</u></p>